

2. 政令案要綱

地方税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平12. 3.28 閣議決定]

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 医療費控除額の控除の対象となる医療費の範囲に一定の施設へ収容されるための人的役務の提供の対価等を追加すること。（第7条の14関係）
- 2 損害保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲に消費生活協同組合連合会等の締結した自然災害共済に係る契約を追加すること。（第7条の15の四関係）
- 3 個人の均等割を課することができないこととされる者の所得の限度額に係る基準を、35万円に一定の率を乗じて得た金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（現行18万円）に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めること。（第47条の3関係）
- 4 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置について、その対象となる特定中小会社の特定株式の所有期間、特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること。（附則第18条の2関係）

二 事業税

電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する振替供給又は接続供給を受けて同法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該特定規模需要に応ずる電気の供給に係る収入金額から控除する収入金額を、当該特定規模需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が同法に規定する振替供給又は接続供給に係る料金として他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とするこ

と。（附則第6条の2の三関係）

三 不動産取得税

- 1 緑資源公団が直接その本来の事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象範囲を農業用排水施設及びその用に供する土地等とすること。（第36の3関係）
- 2 日本原子力研究所がその業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から除外する不動産を発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる施設の用に供する不動産とすること。（第36条の3関係）
- 3 社会福祉法人等が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に精神障害者地域生活支援センターの用に供する不動産を追加すること。（第36条の12関係）
- 4 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法に規定する業務で農機具の改良に関する試験研究の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から事務所及び宿舍の用に供する不動産を除外すること。（第37条の2の二関係）
- 5 労働福祉事業団が労働福祉事業団法に規定する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から助成金の支給等に係る業務の用に供する不動産を除外すること。（第37条の2の六関係）
- 6 環境事業団が直接その本来の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から自然公園法施行令に掲げる宿舍及び一定の有料駐車場を除外すること。（第37条の5の二関係）
- 7 日本下水道事業団が日本下水道事業団法に規定する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から職員の福利及び厚生のために供する不動産を除外すること。（第37条の9の四関係）
- 8 放送大学学園が放送大学学園法に規定する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から監視所並びに職員の福利及び厚生のために供する不動産を除外すること。（第37条の10の二関係）

- 9 一定の不動産特定共同事業契約により事業者が不動産を取得した場合の課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。

(附則第7条関係)

- 10 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従って実施される事業により取得される不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる公共交通特定事業、鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人並びに家屋及び構築物の細目を定めること。(附則第7条関係)

- 11 生前一括贈与がされた農地等で贈与税の納税が猶予されたものについて、租税特別措置法第70条の4第七項の規定による貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した場合に都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(附則第10条関係)

四 固定資産税及び都市計画税

- 1 緑資源公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲を農業用排水施設及びその用に供する土地等とすること等その細目を定めること。(第49条の2の二関係)
- 2 社会福祉法人等が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に精神障害者地域生活支援センターの用に供する固定資産を追加すること。(第49条の16関係)
- 3 労働福祉事業団が労働福祉事業団法に規定する一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲から助成金の支給等に係る事業の用に供する固定資産を除外すること。(第52条の2の二関係)
- 4 日本下水道事業団が日本下水道事業団法に規定する一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲から職員の福利及び厚生のに供する固定資産を除外すること。

(第51条の11関係)

- 5 放送大学学園が放送大学学園法に規定する一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲から監視所並びに職員の福利及び厚生の用に供する固定資産を除外すること。(第51条の13関係)
- 6 日本原子力研究所がその業務の用に供する設備及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から除外される設備を発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる施設の用に供する設備等とすること。(第52条の3の二関係)
- 7 鉄道事業者等が特定の車庫の新增設をするために敷設した構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から停車場設備を除外すること。(第52条の10の四関係)
- 8 救急病院等の開設者が取得した一定の救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる機器の1台又は1基の取得価額の要件を260万円以上(現行240万円以上)とすること。(附則第11条関係)
- 9 介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる老人保健施設の細目を定めること。(附則第11条関係)
- 10 民法第34条の法人が研究交流促進法の規定により国が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に取得した国の機関との共同研究の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者並びに家屋及び償却資産の細目を定めること。(附則第11条関係)
- 11 卸売市場の開設者又は卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた構造改善計画に基づく事業が実施される地方卸売市場において直接その本来の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる家屋及び償却資産の細目を定めること。(附則第11条関係)

12 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従って実施される事業により取得される家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる公共交通特定事業、鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人並びに家屋及び構築物の細目を定めること。

(附則第11条関係)

13 鉄道施設の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて取得し日本貨物鉄道株式会社に貸し付ける構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる法人及び構築物の細目を定めること。(附則第11条関係)

14 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて特定用途港湾施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目を定めること。(附則第11条関係)

15 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、特例適用住宅に係る床面積要件の上限を280平方メートル(現行240平方メートル)とするとともに、下限を50平方メートル(現行40平方メートル)とすること。(附則第12条関係)

16 三大都市圏の特定市の市街化区域農地の計画的宅地化に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、その適用要件に土地区画整理事業計画の決定前に設立された土地区画整理組合が事業計画の認可を受けた場合を追加すること。(附則第14条の5 関係)

五 特別土地保有税

1 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域工業開発地区において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2900万円(現行2700万円)超とし、土地の取得期限を2年延長すること。(第54条の13関係)

2 農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区のうち一定の地区において新增設された工場用の建物等の敷地の用に供する土地に係る非課税措

- 置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2800万円（現行2600万円）超とし、土地の取得期限を二年延長すること。（第五十四条の十三の三関係）
- 3 筑波研究学園都市建設法に規定する筑波研究学園都市の地域のうち一定の区域において整備された一定の研究所の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる施設の整備期限を2年延長すること。（第54条の13の四関係）
- 4 総合保養地域整備法に規定する重点整備地区において整備された特定民間施設の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2億2千万円（現行2億円）超とし、適用期間を基本構想の公表後14年間（現行12年間）とすること。（第54条の13の六関係）
- 5 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域内において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地等に係る非課税措置について、その対象となる設備の取得価額要件を2700万円超とし、土地の取得期限を平成17年3月31日までとすること。（第54条の13の七関係）
- 6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する拠点地区において建設された産業業務施設及び教養文化施設等の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2億2千万円（現行2億円）超とし、基本計画の同意期限を2年延長し、適用期間を基本計画の同意後9年間（現行7年間）とすること。（第54条の13の11関係）
- 7 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する一定の中核的施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額要件を2億2千万円（現行2億円）超等とし、整備計画の同意期限を2年延長すること。（第54条の13の16関係）
- 8 水源地域対策特別措置法に規定する水源地域において新增設された工場用の建物等の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象とな

る減価償却資産の取得価額の要件を2700万円（現行2500万円）超とし、水源地域の公示期限を平成14年3月31日等とすること。（第54条の13の18関係）

9 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定集積地区において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地及び一定の施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を5千万円（現行3500万円）超とし、土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の13の十九関係）

10 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額の要件を11億円（現行10億円）以上とし、土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の15の五関係）

11 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法に規定する一定の業務の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の15の六関係）

12 貸家又は中高層耐火住宅の用に供する土地に係る非課税措置について、特例適用住宅に係る床面積要件の上限を280平方メートル（現行240平方メートル）とするとともに、下限を50平方メートル（現行40平方メートル）とすること。（第54条の26関係）

13 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置に係る徴収猶予の期間の上限を5年とすること等その細目を定めること。（第54条の46関係）

六 自動車取得税

1 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する特定地域において取得する特定自動車排出基準適合車に係る税率の特例措置について、その対象範囲から自動車登録ファイルに平成六年自動車排出ガス規制に適合するものとして登録された自動車を除外

すること。（附則第16条の2の六関係）

2 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する特定地域において取得する特定自動車排出基準適合車に係る税率の特例措置について、その対象範囲に自動車登録ファイルに平成13年自動車排出ガス規制に適合するものとして登録された自動車を追加すること。（附則第16条の2の六関係）

3 平成13年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率の特例措置の対象を、自動車登録ファイルにこれに適合するものとして登録された自動車とすること。（附則第16条の2の六関係）

七 軽油引取税

へき地における学校を設置する者がへき地における学校の施設の電源の用途に供する軽油の引取りに対する課税免除措置を廃止すること。（第56条の2の四関係）

八 事業所税

1 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により整備される施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置について、その対象となる施設及び法人の細目を定めること。（第56条の48の二関係）

2 公害防止施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置について、その対象から悪臭防止法に規定する特定悪臭物質の排出防止設備を除外したうえ、ダイオキシン類対策特別措置法に規定するダイオキシン類の処理施設を追加すること。（第56条の53関係）

3 専ら公衆の利用を目的として携帯電話用装置等を用いて第一種電気通信事業を営む者が当該第一種電気通信事業の用に供する施設に対する資産割又は従業者割の課税標準の特例措置について、その対象となる者及び施設の細目を定めること。（附則第16条の2の十二関係）

九 その他

1 申告納付又は申告納入に係る地方税を口座振替の方法により納付又は納入

した場合における納期限の特例措置について、その対象となる口座振替の方法による納付又は納入がされた日を、地方団体が金融機関に送付する納付書又は納入書が当該金融機関に到達した日から二取引日を経過した最初の取引日とすること。（第6条の18の二関係）

- 2 特別地方消費税を廃止することに伴う規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 前記三の10、四の12及び八の1の改正は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行の日から、五の13の改正は農地法の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成12年4月1日から施行すること。

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平12. 2. 29 衆議院地方行政委員会]

政府は、地方公共団体の財政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

一 地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。

二 法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、中小法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期に実現を図ること。

三 固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて、制度の整備充実を図ることを基本とすること。また、今回の平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者にわかりやすく周知徹底を図ること。

四 税制の簡素化、税負担の公正化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平12. 3. 21 参議院地方行政・警察委員会]

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。

二、法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、景気の動向、中小法人の取扱い及び急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期に全国一律導入の実現を図ること。

三、固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ制度の整備充実を図ること。また、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者の理解が得られるよう周知徹底を図ること。

四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(参考)

1 . 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等
についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

[平成12 . 2 . 9 衆議院大蔵委員会]

平成11年度に政府等から交付される緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

２．平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等
についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案
要綱

[平成12．２．15 閣議決定]

- １ 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業
生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続きの細目として、
次につき規定を設けることとする。
 - (1) 圧縮記帳の経理の方法（第１条関係）
 - (2) 緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等の交付を受けた
日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合
の特別勘定の設定及びその処理の方法（第２条関係）
- ２ この政令は、公布の日から施行することとする。

二 税制改正関係法律案等の審議経過

〔第147回国会（通常国会）〕

会期：12. 1. 20 ~ 12. 6. 17

区 分 法 案 名 等		(参 考) 自 民 党				内 閣		国 会 提 出	衆 議 院						参 議 院						公 布	
		財 政 部 会	政 審	総 務 会	国 対	次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	月 日	番 号
										付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			
租税特別措置法等の一部を改正する法律案		1/25	1/27	1/28	2/1	1/31	2/1	2/1	2/9	大蔵 2/9	2/22	2/23, 24, 25, 29	附帯 2/29	2/29	2/10	財金 2/29	3/14	3/23	附帯 3/23	3/24	3/31	13
法人税法の一部を改正する法律案		1/25	1/27	1/28	2/1	1/31	2/1	2/1	2/9	大蔵 2/9	2/22	2/23, 24, 25, 29	附帯 2/29	2/29	2/10	財金 2/29	3/14	3/23	附帯 3/23	3/24	3/31	14
地方税法等の一部を改正する法律案		地行 1/28	2/1	2/1	2/4	2/3	2/4	2/4	2/9	地行 2/9	2/22	2/24, 28	附帯 2/29	2/29	2/10	地行 2/29	3/15	3/16, 21	附帯 3/21	3/22	3/29	4
平成12年度税制改正の大綱							(提出) 11年 12/20															
平成12年度税制改正の要綱						1/13	1/14															
参 考	平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	1/25	1/27	1/28	2/1	2/7	2/8	2/9	-	起草 2/9	-		2/9	2/9	-	2/9	-		2/10	2/10	2/18	2
	平 成 12 年 度 予 算 案	-	-	-	-	-	12/24	1/28	1/28 財政 演説	予算 1/28	2/2	(基本的)2/3, 14 (質疑)2/7, 15・18, 21・23, 25 (公聴会)2/24 (分科会)2/25, 28 (締めくくり)2/29	2/29	2/29	1/28 財政 演説	予算 2/29	2/29	(基本的)3/1, 2 (質疑)3/3, 6・10, 13 (公聴会)3/14 (委嘱)3/15, 16 (参考人)3/16 (締めくくり)3/17	3/17	3/17		成立